

## 匿名加工情報の作成及び第三者提供について

### 作成及び第三者提供する匿名加工情報について

DPC 制度の導入の影響評価及び今後の DPC 制度の見直しを図る目的で、厚生労働省が収集し管理する情報となるデータ(DPC データ)を作成しております。

また、審査支払機関への請求のため診療に係る費用を診療報酬明細書(レセプト)として作成しております。

DPC データは、診療録からの情報および診療報酬明細書からの情報で構成されており、レセプトデータは、医療機関情報・保険者情報・診療行為情報・医薬品情報・特定器材情報等から構成されております。

DPC データ並びにレセプトデータを利活用することで、医療の質向上および病院経営の改善に役立てる事が可能になるため、匿名加工後のデータを第三者へ提供しております。

第三者提供するこれらのデータは氏名、住所、電話番号は含みません。なお、地域傾向や受診年齢層等を分析する必要があるため、郵便番号(上3桁のみ)、生年月日(生年月及び入院時年齢に変換を行い100歳以上は100歳に一括り)、各種保険証に関する情報については保険者番号(健康保険事業の各運営主体を指す番号)のみを含みます。

当院は上述の通り、診療情報から匿名加工情報を作成(毎月継続)し、第三者に提供しております。

### 匿名加工情報の提供の方法

データを暗号化後、提供先が運用管理するサーバへのアップロード または、外部記録媒体を郵送する方法で提供します。

### 匿名加工情報の安全管理

作成した匿名加工情報は、第三者提供後速やかに削除し、当院で匿名加工情報を保管あるいは利用しません。